

〔補遺〕

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させる罪は、2013（平成25）年に刑法典から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（以下「自動車運転死傷行為処罰法」という）に移されたため、本書初刷では、本罪の説明を省略した。しかし、本罪は、過失犯の事案の大部分を占める自動車事故に適用されるものであり、理論的にも実務的にも重要であると考えられるので、本書43頁の「(4) 重過失致死傷罪」に続く補遺として、以下に本罪の条文を掲載し、これに説明を加えることにする。

(5) 過失運転致死傷罪

自動車運転死傷行為処罰法

5条 ③自動車運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

本罪は、自動車運転の危険性の高さを理由に、自動車運転中の過失による死傷事案を特に重く処罰するものである。この種の事案は、かつては業務上過失致死傷罪によって処罰されていたが、悪質または重大なものについては同罪による処罰では十分でない場合があることから、2007（平成19）年の刑法改正により新設され（旧211条2項）、2013（平成25）年に危険運転致死傷罪（旧208条の2）とともに自動車運転死傷行為処罰法に移された。本罪は、自動車運転自体の危険性を根拠とする過失致死傷罪の加重類型であるから、運転者の職務、運転資格、運転経験、反復継続の意思等を問わず、自動車運転による過失致死傷事案のすべてに適用される。

「自動車の運転上必要な注意」とは、自動車運転を行う上で必要とされる注意義務をいう（下線③）。「自動車」とは、原動機により、レールまたは架線を用いずに走行する車両をいい、いわゆる原付（道路交通法上の原動機付自転車）も含まれる。「運転」とは、自動車運転者が自動車を発進させてから停止するまでの行為をいう。道路上で行われる必要はない。自動車を停止させる行為、信号待ちの一時停車は運転に含まれるが、停止後降車するためにドアを開ける行為は運転に含まれない。

傷害が軽微な場合には、刑の免除が可能である（本条但書）。これは、自動車運転中の過失致死傷事案で、傷害が軽い場合には、示談等の条件が整えば、ほとんどが起訴猶予で処理されてきたという実務の運用を追認したものである。